

未来へ伝えたい秋田のインフラ魅力発信事業業務委託企画提案競技実施要領

1 趣旨

この要領は、一般県民に、県内各地の代表的なインフラ資産を紹介する「未来へ伝えたい秋田のインフラ魅力発信事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

- (1) 業務名 未来へ伝えたい秋田のインフラ魅力発信事業業務委託
- (2) 業務の仕様 別添「未来へ伝えたい秋田のインフラ魅力発信事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月15日まで
- (4) 委託額の上限 3,523,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 担当チーム

秋田県 建設部 建設政策課 企画・建設産業振興チーム（建設産業活性化センター）
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
【電話】018-860-2910 【メール】2910center1@mail2.pref.akita.jp
【ホームページ】<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/72114>

4 実施スケジュール

- (1) 企画提案競技参加者募集開始 令和6年4月24日（水）
- (2) 実施要領等に関する質問の提出期限 令和6年5月1日（水）17時まで
- (3) 質問に対する回答の公表 令和6年5月8日（水）
- (4) 参加資格確認申請書の提出期限 令和6年5月10日（金）17時まで
- (5) 参加資格確認の結果通知 令和6年5月14日（火）
- (6) 参加が認められない理由の請求 令和6年5月16日（木）17時まで
- (7) 企画提案書等提出期限 令和6年5月22日（水）17時まで
- (8) 企画提案競技審査委員会 令和6年5月28日（火）
- (9) 審査結果の通知 令和6年5月29日（水）予定
- (10) 契約締結 令和6年5月29日（水）以降

5 質問の受付

- (1) 受付期間 令和6年5月1日（水）17時まで
- (2) 提出方法 【様式1 実施要領等に関する質問票】により、3の担当チームあてに、メールで提出してください。
- (3) 回答方法 メールにより随時回答するほか、質問及び回答内容を4(3)のとおり、3のホームページに掲載します。

6 参加資格要件

企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者としてします。

- (1) 県内に事務所がある団体であって、本業務について十分な業務遂行能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 国税及び都道府県税に滞納がない者であること、及び社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入し、かつ滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 県が行う競争入札に関して指名停止措置等を受けていないこと。
- (8) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (9) 6(1)の要件を満たさない者であっても、複数で共同企業体（以下「JV」という。）を組織し、本企画提案競技に参加できるものとする。
ただし、JVの全ての構成員は6(2)から(8)の条件を満たし、JVの構成員のうち1以上の者は、6の全ての要件を満たす者とし、JVの構成員である者は、単独の参加及び他のJVの構成員としての参加はできない。

7 参加資格の確認

企画提案競技への参加希望者は、次の書類を3の担当チームに持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出書類

- ① 【様式2 企画提案競技参加資格確認申請書】
- ② 【様式3 会社概要及び実績】（本様式に記載している添付書類を含む。）
- ③ 【様式4 共同企業体結成届等】（JV参加の場合のみ）
- ④ 【様式5 参加資格確認申請受付票】

(2) 提出期限 令和6年5月10日（金） 17時まで（郵送の場合は書留にて必着）

(3) 確認結果 令和6年5月14日（火）にメールで通知

(4) 留意事項

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。
- ② 提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとします。
- ③ 提出書類を郵送する場合は、封書に「未来へ伝えたい秋田のインフラ魅力発信事業参加資格確認申請書在中」と記載してください。
- ④ 提出書類等を持参する場合は、平日の午前8時30分から17時15分までの間に、3の担当チームに提出してください。
- (5) 参加資格確認後に資格要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失します。
また、参加資格確認後に参加を辞退する場合は、速やかに【様式6 企画提案競技参加辞退届】を、3の担当チームに提出してください。
- (6) 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により県に対して書面（様式任意）で、その理由の説明を求めることができます。
 - ① 提出期限 令和6年5月16日（木） 17時まで
 - ② 提出方法 3の担当チームに、メール又はFAXにより提出してください。
 - ③ 説明方法 上記書面の受理したから7日以内に、県は説明を求めた者に対し、その理由書をメールにより送付します。

8 企画提案書等

企画提案競技への参加者は、次の書類を、3の担当チームに持参又は郵送により提出してください。なお、A4判サイズとし、6部（正本1部・副本5部）提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年5月22日（水）17時まで
- (2) 提出書類及び部数
 - ① 企画提案書（任意様式）及び【様式7 業務委託企画提案書】
 - ② 【様式3 会社概要及び実績】
 - ③ 見積書（別紙を含む。）
（企画提案書の事業を実施するための見積書に、別紙として積算の根拠を明らかにした見積内訳を添付の上、提出してください。）
※なお、見積額が2(4)を上回った場合は、審査の対象としません。
 - ④ 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組を評価する資料 及び【様式8 加点措置評価資料提出票】（加点措置を希望する場合のみ）
- (3) 留意事項
 - ① 提出できる企画提案は1参加者1案とします。
 - ② 提出書類を郵送する場合は、封書に「未来へ伝えたい秋田のインフラ魅力発信事業参加資格確認申請書在中」と記載してください。
 - ③ 提出書類を持参する場合は、平日の午前8時30分から17時15分までの間に、3の担当チームに提出してください。
 - ④ 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。また、提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。
 - ⑤ 3の担当チーム受理した書類は、これを書き換えたり撤回することはできません。

9 審査と選定方法

8(1)の企画提案書等を提出した者（以下「企画提案書等提出者」という。）を対象として、別添の未来へ伝えたい秋田のインフラ魅力発信事業業務委託企画提案競技審査委員会設置要綱及び未来へ伝えたい秋田のインフラ魅力発信事業業務委託企画提案競技審査要領に基づき、次のとおり企画提案等に関する審査を行います。

- (1) 審査日程 令和6年5月28日（火）（予定）
- (2) 審査会場 秋田県庁 地下1階 入札室（秋田市山王四丁目1番1号）
- (3) 審査は、プレゼンテーション及び提出していただいた企画提案書について審査を行い、最も優れていると認める者を本業務の委託候補者として選定します。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象としません。
 - ① 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 企画提案競技に関係する者に対して不当な働きかけを行ったと認める場合
 - ③ 見積額が2(4)記載の上限額を超えている場合
 - ④ その他本要領に定める事項に適合しない場合
- (4) 審査結果は、4(9)の予定日以後に企画提案書等提出者に対して通知するほか、3のホームページに掲載します。
- (5) 苦情の申立て

企画提案書等提出者は、審査結果について不服がある場合は、審査結果の通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を含めない。）以内に、契約担当者に対して書面（様式任意）により申し立てることができます。

10 委託契約

(1) 企画提案書等と本業務の関係

委託候補者の企画提案書等に記載された事項は、仕様書の一部となります。

その他、県と委託候補者との協議により、委託する業務の内容が追加又は修正される場合があります。

(2) 委託契約の締結

県は、委託候補者と本業務に係る委託契約（単独随意契約）を締結します。

委託契約は、選定された企画提案を直ちにその内容とするものでなく、県と委託候補者が協議し、双方が同意した場合に締結します。

また、委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、県は、委託候補者としての選定を取り消し、次点となった者と協議の上、当該者と委託契約（単独随意契約）を締結することとします。

(3) 契約保証金

本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条の規定により契約金額に契約保証金の率を乗じた額を納付する必要があります。ただし、同規則第178条の規定に該当する場合は免除します。

11 公正な企画提案競技の確保

(1) 企画提案競技参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。

また、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び企画提案の内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。

(2) 企画提案競技参加者は、委託候補者の選定前に、他の企画提案競技参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。

(3) 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し若しくは取り止めることがあります。

12 その他

(1) 企画提案競技及び契約に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 企画提案競技の参加に当たって知的財産その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該企画提案競技参加者が負うものとします。

(3) 企画提案競技の参加に要する費用は、当該企画提案競技参加者の負担とします。